

序論



第1. 民法とは

民法＝私法の一般法

私法＝私的生活を規律する法

一般法＝地域・人等に限定されない，一般的な関係を規律している法
（＝基本的なルール）

ex. お金を返して欲しい，慰謝料を支払え，家売って欲しい
→全て民法の適用あり

cf. 特別法＝特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの

ex. 会社法→会社にのみ適用される

第2. 民法の構造

1. 財産法

(1) 総則

財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

(2) 物権

物に対する権利に関する規定

ア 総則

物に対する権利全てに適用がある規定

イ 各則

各物権（ex. 所有権，抵当権）の専用の規定

(3) 債権

人に対する権利に関する規定

ア 総論（総則）

債権全てに適用がある規定

イ 各論

各債権専用の規定

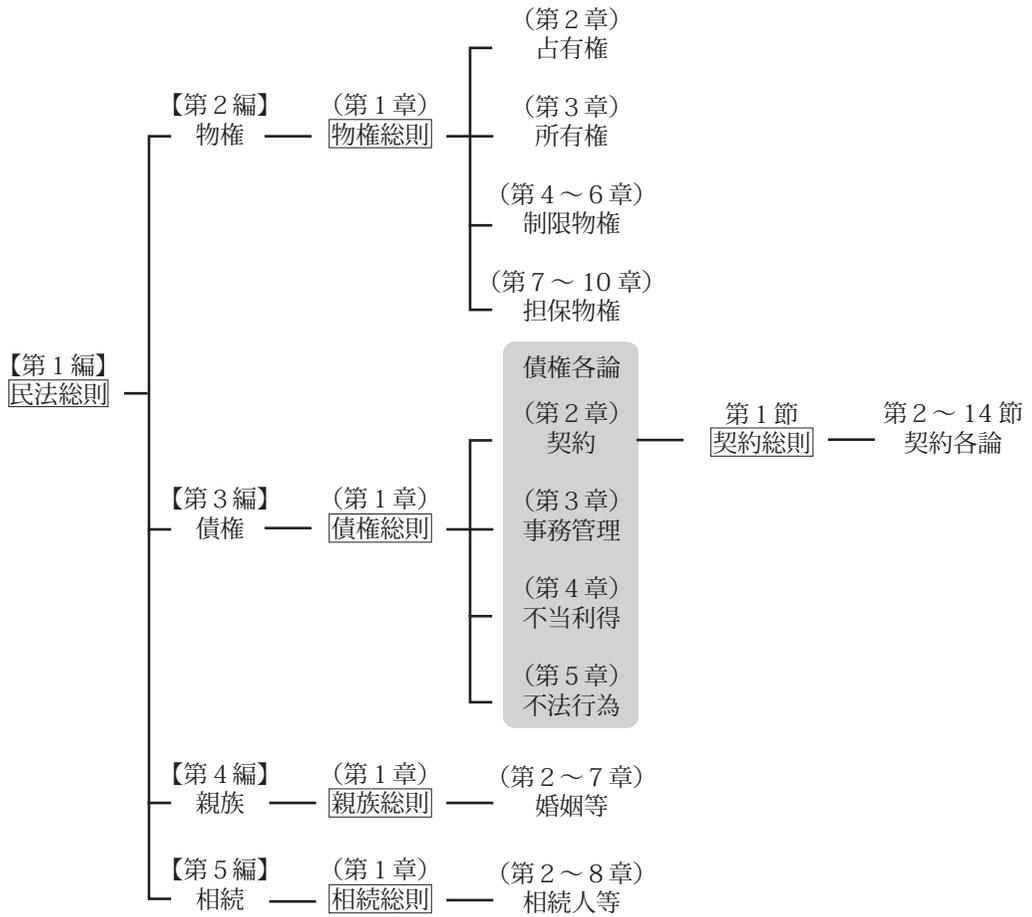
2. 家族法

(1) 親族法

身分関係を規定（ex. 夫婦，親子）

(2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続，遺言）



Point 民法の適用順序

民法は共通する部分を「くりだす」ことによって、無駄を省いている
 (=パンデクテン体系)
 →適用を考える際には「狭い方から広い方へ」

第3. 法の指導原理

1. 民法の指導原理（三大原則）

(1) 権利能力平等の原則

全ての自然人は、国籍・階級・職業・年齢・性別等によって差別されることなく、平等に権利・義務の主体となることができるという原則

☑ 権利能力→権利義務の主体たる地位

☑ 自然人→普通の人のこと cf. 法人

(2) 所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、これを侵害するあらゆる他人に対して主張することができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に存在する権利で神聖不可侵であるとする原則

(3) 私的自治の原則

「自分の思ったようになる」ということ、他人に影響されない

ア 法律行為自由の原則（契約自由の原則）

契約したい人だけが契約をすればよいし、契約の内容も自分で決められる

☑ 法律行為制度の内容は後述 ➡ 49頁

→実は民法（財産法）の大部分の規定は守らなくてよい

∵ 当事者が民法に書かれていないことを契約内容とした場合であっても、そちらが優先される

当事者の意思が最も重視されるのが民法（財産法）の世界＝意思主義

☑ 守らなくてよい（当事者の契約が優先される）規定
＝任意規定
当事者の契約にも左右されず必ず守らなければならない規定
＝強行規定

イ 過失責任の原則（自己責任の原則）

自分に落ち度（過失）がある場合にだけ責任を負う。他人に影響されないことの現れ

2. 指導原理の修正

「自分の思ったようになる」というのが民法の原則であるが、それを貫徹すると不都合が生じる場合がある

ex. 大家さんが「家賃の値上げに応じないなら出てってもらって結構」という

ex. 自分の生命保険金をギャンブルの掛け金にしてしまう

→このような事態を放置しておくことは好ましくないため、民法の指導原理を修正する必要がある

(1) 権利能力平等の原則への修正

ex. 法人の能力の制限

(2) 所有権絶対の原則への修正

ex. 借地借家法

(3) 契約自由の原則への修正

ex. 公序良俗違反（90）の契約を無効とする

第 1 編

民法總則



1 一般規定

第1. 信義誠実の原則（信義則）	9
第2. 権利濫用	9

第1. 信義誠実の原則（信義則）

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（1Ⅱ）

→契約の趣旨を解釈する基準ともなる（最判昭32.7.5）

第2. 権利濫用

権利の濫用は、これを許さない（1Ⅲ）

- ex. ①妨害により所有権が侵害されても、生じた損失が軽微であり、妨害を除去することが著しく困難で、多大の費用を要する場合には、不当な利益を獲得する目的で妨害の除去を求めることは許されない（大判昭10.10.5）
- ②権利の行使であっても、社会通念上被害者が認容しなければならない程度を超える場合には、不法行為が成立する（大判大8.3.3）

2 人

第1. 自然人	10
第2. 法人	24
第3. 一般社団法人・一般財団法人	26

第1. 自然人

自然人=人間のこと

法人=自然人以外で権利能力を認められたもの

1. 権利能力

権利能力=権利義務の帰属主体たる地位・能力

自然人ならば皆等しく有する

→自然人の場合には、出生してから（「出生」の意義について全部露出説が通説）死亡するまで権利能力を有する

「戸籍上の記載」と「実際の出生時期」が異なる場合

→「実際の出生時期」から権利能力を取得する

法人の場合には設立登記をしてから権利能力を取得し、清算終了によって権利能力を失う

☑ 全部露出説

生きて母体から完全に分離した時に権利能力を取得するとする見解

∴ 基準の明確性

∴ 私法上の主体であるためには独立の存在であることが必要

cf. 刑法

刑法では、一部露出説が通説

∴ 母体から一部を露出した以上、母体に関係なく外部より死亡を来たすべき侵害を加えることが可能であるため

Advance 胎児の権利能力

胎児は人ではないため、権利能力が認められないのが原則であるが、以下の例外が認められている

ア 不法行為に基づく損害賠償請求（721）

イ 相続（代襲相続を含む）（886）

ウ 遺贈（965）

（エ 認知を受けることができる能力（783 1）。ただし、母の承諾を得る必要がある）

cf. 胎児からの認知請求は不可（大判明 32.1.12）

論点 胎児の権利能力

問題の所在：胎児の間に，母が胎児を代理して損害賠償請求や示談・遺産分割などを行うことができるか？

A 停止条件説（**判例** 大判昭7.10.6）＝胎児中には権利能力がなく，生きて生まれたときに，その権利能力が懐胎時又は不法行為時にまで遡って発生する

母親が胎児を代理して和解契約を締結することなどはできない（理由）

- ①民法に胎児の法定代理の規定がない
- ②出生まで10か月にすぎないため，出生まで待っても保護に欠けることはない

B 解除条件説＝胎児中にも，生まれたものとみなされる範囲内において制限的な権利能力があり，生きて生まれなかった場合には遡って権利能力を失う

母親が胎児を代理して和解契約を締結することなどができる（理由）

- ①胎児の利益保護
- ②停止条件と解すると，配偶者と直系尊属に相続させ，後に相続を回復させることになり，法的に複雑となる。また，死産の確率は低い

☑ 胎児の損害賠償請求権につき，母その他の親族が胎児のために加害者とした和解は胎児を拘束しない（大判昭7.10.6）

☑ 登記実務は解除条件説に近く，法定相続分による登記を認めるが（昭29.6.15民甲1188号），遺産分割は認めない

- ☑ この無効は相対的無効であると解されている
 - 相手方から無効主張することはできない
 - ∴ 意思無能力者の保護を目的とするものである

2. 意思能力

自己の行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力（判断能力のこと）（およそ7～10歳程度）

→意思無能力者の行為は無効となる（3の2）

ex. 幼年，高度の精神病，あるいは泥酔

ex. 就学前の幼児が，贈与の申込みを受けて承諾した場合でも，その承諾は無効

3. 行為能力

(1) 意義

自らの行為により法律行為の効果を確定的に自己に帰属させる能力（＝財産の管理・運用能力）

(2) 行為能力制度

一般的・恒常的に能力不十分とみられる者を一定の形式的基準で画一的に定め，行為当時に具体的に意思能力があったか否かを問わず，一律に法律行為を取り消すことができるとする制度

(3) 行為能力制度の趣旨

ア 意思無能力者であることの立証責任は意思無能力者の側にあるため，意思無能力者の負担が大きい

イ 意思無能力でなくとも，保護しなければならない者も存在する

→行為能力制度を創設し，制限行為能力者には保護者を設けるとともに，制限行為能力者が単独で行った行為は取り消し得る（意思無能力であったことの立証は不要）

(4) 行為能力制度の内容

ア 後見人等だけでなく，制限行為能力者自身も法律行為を取り消すことができる（120 I）

イ 売買契約を取り消した後に，善意の第三者に物が移転した場合でも契約の無効を第三者に主張することができ，即時取得等の規定はない

すなわち，行為能力の制限による取消しには第三者保護規定はない

ウ 取消権者は，120条1項に規定された者に限定される

(5) 取り消した場合の処理

ア 遡及的無効（121，行為時に遡って無効となる）

cf. 将来効

イ 制限行為能力者は「現に利益を受けている限度」（現存利益）で返還すれば足りる（121の2Ⅲ，意思無能力者も同様）

現存利益とは，受けた利益が形を変えてそのまま残っているものをいう（通説）

ex. 遊興費に使った→現存利益なし

ex. 生活費に使った→現存利益あり

ex. 成年被後見人である甲が，所有する建物を400万円で売却した。かかる400万円の内，30万円を借金の返済にあて，200万円を遊興費，120万円を生活費として使った。残りの50万円は所持している

→200万円が現存利益となる

(6) 保護者の主な権利

ア 同意権＝制限行為能力者の行為に同意を与える権利

同意がない場合には取り消し得る

イ 追認権＝制限行為能力者の行為を遡って有効に確定させる権利

事後の同意権

ウ 取消権＝同意（あるいは追認）がない制限行為能力者の行為を取り消すことができる権利

取消権は追認することができるときから5年間，行為のときから20年で時効消滅する（126）

エ 代理権＝本人に代わって行為を行うことのできる権利（詳しくは後述

➡75頁）

☑ 法定代理人が追認した後は本人も取り消せなくなることに注意

☑ 制限行為能力者自身も取り消すことができることに注意

☑ 未成年者，成年被後見人に法定代理人がない間は，これに対して消滅時効が完成することはない（158 I）

☑ 成年年齢の引下げ等に関する法律が2022年4月1日に施行され，民法上の成年に達する年齢が18歳になる

☑ 未成年者であっても，保護者の同意を得れば追認することができる

☑ 全財産の処分を許すという許可をすることはできない

・ 処分を許された財産の処分によって取得した財産を更に処分する場合には，当初の許可の際に特に再処分を禁止されていない限り改めて許可を得ることは不要と解されている
ex. お小遣いで買った宝くじが当たり，そのお金で車を購入する場合

(7) 制限行為能力者の種類と保護者の権利

ア 未成年者＝満18歳に達しないもの

一部の行為（単に利益を得，又は義務を免れる行為，5 I ただし書）以外，単独で行為ができないのが原則。そして同意を得ないでした法律行為（準法律行為を含むが，事実行為（239，240，241）を含まない）は取り消すことができる（5 II）

【単独でできる行為】

① 単に権利を得又は義務を免れる行為（5 I ただし書）

ex. 負担のない贈与の承諾，負担のない遺贈，債務免除，選択債権の選択権行使

cf. 負担付贈与，負担付遺贈，遺贈の放棄（負担の有無は問わない），使用貸借，弁済の受領，相続の放棄・承認は，単独でできない

② 処分を許された財産の処分

① 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産（5 III 前段）

ex. 旅費，学費

cf. 学費の残りを貯金して，車を購入→同意が必要

② 目的を定めなくて処分を許した財産（5 III 後段）

ex. おこづかいを貯金して本を購入

③ 許可された特定の営業に関する行為（6 I）

営業の種類まで特定する必要がある（包括的な許可は不可）

1 個の営業の一部の許可については認められない

∴ 公示できないため，取引の安全を図る必要がある

ex. 「50万円までの取引・仕入れのみ許可する」という許可は認められない

「その営業に関する行為」とは，その営業自体だけではなく，その営業を営むために必要とされる行為（ex. 資金の借入れ・店舗の購入・店員の雇入れ）も含まれる

④ 身分行為

原則：法定代理人の同意は不要

ex. 認知（780），認知の訴え（787），遺言（961，15歳以上）

例外：① 養親になれない（792）

② 養子→15歳未満は法定代理人が代諾（797 I），監護者が他にあるときは監護者の同意（797 II）

未成年者は，原則，家庭裁判所の許可が必要（798）

(ア) 保護者＝親権者，未成年後見人（親権者がいない場合）

(イ) 保護者の権利＝同意権，追認・取消権，代理権

ex. 養子である未成年者が親権を有しない実親の同意を得て法律行為をしたときであっても，その未成年者の養親は，その法律行為を取り消すことができる

∴ 子が養子である場合，養親の親権に服することになる（818 I II）